六　補助制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合にあっては、この限りでない。	六　補助制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。
七～九　（略）	七～九　（略）
４　（略）	４　（略）
５　補助制動灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　補助制動灯を自動車に取り付けた状態において、当該補助制動灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　補助制動灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に補助制動灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（後退灯）	（後退灯）
第214条　（略）	**第214条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　後退灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　後退灯を自動車に取り付けた状態において、当該後退灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　後退灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後退灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（方向指示器）	（方向指示器）
第215条　（略）	**第215条**　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　方向指示器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　方向指示器を自動車に取り付けた状態において、当該方向指示器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　方向指示器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に方向指示器の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（補助方向指示器）	（補助方向指示器）
第216条　（略）	**第216条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　補助方向指示器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　補助方向指示器を自動車に取り付けた状態において、当該補助方向指示器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	